

第14号様式 病院・診療所・助産所廃止届

どんなときに

開設者が病院、診療所または助産所を廃止したとき

※開設者の死亡(又は失そう)に伴う病院、診療所又は助産所の廃止は、この様式は使用せず、

「第15号様式 病院・診療所・助産所開設者死亡・失そう届」を提出してください

いつまでに

廃止後10日以内

届出に必要な書類

書類は正副2部提出してください。(1部は保健所提出、1部は開設者控え)

- ・第14号様式 病院・診療所・助産所廃止届
- ・(参考1)カルテ保管場所報告書

<診療用エックス線装置を有する施設は以下の書類も必要です。>

- ・第33号様式 診療用エックス線装置廃止届

注意・その他

- ・届出時には窓口で本人確認を行います。自動車運転免許証等本人確認できるものをご持参ください。
- ・代理人による届出は委任状を持参してください。